

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により広陵町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十五年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）テックランド北葛城店

所在地 北葛城郡広陵町大字大塚九一三番一ほか五筆

二 広陵町から聴取した意見の概要

1 総務課

県道大和高田斑鳩線（以下「県道」という。）への出入りに関し、充分注意し、安全対策に努めること。

また、町道大塚二〇号線（以下「町道」という。）の交通量が増えることが懸念されるので、併せて安全対策に努めること。

2 教育総務課

(一) 当該店舗の北側町道を小学生が通学しているため、通学時間帯の搬入車両の往来について配慮すること。

(二) 工事期間中及び工事終了後の交通量の増加による交通安全対策について十分配慮すること。

(三) 通行規制のある工事施工に当たっては、事前に広陵町教育総務課へ知らせること。

3 生活環境課

(一) 一般廃棄物におけるゴミ分別の徹底を周知すること。

(二) 工事期間中の騒音及び振動については、周辺に迷惑にならないよう十分留意すること。

(三) エアコン等室外機の設置について、近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。

(四) 所属地域の清掃活動外諸活動等には、協力すること。

(五) 太陽光発電の導入等地球温暖化対策に配慮すること。

(六) 違法広告は、絶対にしないこと。

4 上下水道部施設整備課

- (一) 工事は、広陵町指定給水装置工事業業者で施工すること。
- (二) 給水分担金以外に施設分担金を納入すること。
- (三) 注意事項（意見書に添付別紙）について、必ず事前に広陵町水道局と協議すること。

- (四) 下水道法に基づき必要となる申請及び協議を行うこと。
- (五) 宅地内公共枿、排水管の設置に当たっては、広陵町上下水道部施設整備課の指導を受けること。

5 クリーンセンター広陵

- (一) 事業系一般廃棄物は、直接搬入又は収集許可業者に委託すること。
- (二) 広陵町の分別計画に基づき、ゴミ減量のためリサイクルの徹底に努めること。多量のゴミ搬入は、事前に予定量等について協議すること。

6 広陵消防署

消防水利について、申請地北側に公設消火栓があるが、消防活動に支障があるため、新たな消防水利施設の設置を要望する。
また、三階建て建物であるため、消防活動空地の確保を要望する。それぞれの場所については、協議をすること。

7 計画課・都市整備課

- (一) 地元及び隣接住民へ、事業の内容を必ず事前に周知すること。
- (二) 工事期間中の安全対策と周辺清掃について、充分配慮すること。
- (三) 前面の県道について、都市計画道路明示をしており、予定建築物が変更となった場合、再度明示申請の手続を取ること。
- (四) 地区計画の区域内のため、建築確認申請前に地区計画の区域内における行為の届出を行うこと。
- (五) 広陵町中高層建築物に関する指導要綱に基づく事前協議をすること。
- (六) 側溝及び泥溜めの清掃は、設置者にて行うこと。
また、地域清掃実施時には協力し合うよう周知すること。
- (七) 計画変更があった場合は、事前に協議し、承認を受けること。
- (八) 既存道路等公共物における掘削占用及び工事施工を行う場合は、申請し、許可を受けること。

また、道路の舗装復旧については、町道は全面全幅舗装すること。

(九) 山土及び建築資材の搬入において、開発地に至るまでの既存道路構造物及び公共施設に損傷を与えた場合は、原形に復旧すること。

(十) 開発地から出てくる車両等について、必ず開発地内で泥等を落とすこと。
また、運搬路の路面状態を常に監視し、必要に応じて清掃等を実施すること。

8 地域振興課

(一) 周辺農地所有者に事業内容等を事前に周知し、農業用排水路の確認をすること。

(二) 周辺農地に影響がないよう配慮すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十五年五月二十一日から同年六月二十一日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで